様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2024年　　10月　　23日    　　経済産業大臣　殿  　（ふりがな） かぶしきがいしゃにほんびじねすそふと  一般事業主の氏名又は名称 株式会社日本ビジネスソフト  　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ふりがな）こはら　たけはる  　　　　　　　　（法人の場合）代表者の氏名 小原　 丈治  住所　〒859-3153  長崎県佐世保市三川内新町27番地1  法人番号　3310001005872  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「日本ビジネスソフト（NBS）のDX戦略」 | | 公表日 | 2024年10月23日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | DX（Digital Transformation）戦略ページ内の日本ビジネスソフトのDX戦略について  1ページ　「当社のDX推進の取り組みについて」にて公表  <https://www.kknbs.co.jp/company/dx-innovation.pdf> | | 記載内容抜粋 | 当社は、社内のDXを推進すべく、コミュニケーション系、情報共有系、管理系などといった様々な機能を標準装備した自社プロダクトであるグループウェアシステムを活用し、業務のデジタル化・効率化を行い、さらなる業務の変革のため、全文検索システムによって集約されたデータ連携基盤をもとに、人工知能（AI）などの高度なデジタル技術を活用し、より高度なデジタルテクノロジーに資するインテリジェンス機能を創出（開発）し、自社の業務プロセスの改善や業務の効率化及びDX人材育成を行います。  自社のDX推進とDX人材の育成を継続し、その成果、ノウハウ、付加価値を地域産業に提供する「リージョナルイノベーター」として、自社の競争力の強化を図るとともに、お客様の変革に取り組み、地域社会への貢献を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 「日本ビジネスソフト（NBS）のDX戦略」は、取締役会により承認されたDX戦略に基づき作成し公表されたものです。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「日本ビジネスソフト（NBS）のDX戦略」 | | 公表日 | 2024年10月23日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | DX（Digital Transformation）戦略ページ内の日本ビジネスソフトのDX戦略について  3ページ　「当社のDX推進の具体的な取組み」にて公表  <https://www.kknbs.co.jp/company/dx-innovation.pdf> | | 記載内容抜粋 | DXレベルに応じ、自社グループウェアを基軸とした効率的な業務及びクラウドサービスを活用した業務プロセスの変革、生産性向上に取り組んでおります。  具体的な取組みは以下の通りです。  ■自社開発グループウェアシステム活用によるデジタル化（レベル0～1)  ・メール、スケジュール、掲示板、文書管理、施設予約、決裁管理、労務管理等をデジタル化し、業務の効率化を図った。  ・Azure AI Searchの全文検索システムによる情報集約と有益な知見を採掘できるデータ連携基盤を構築した。  （全文検索エンジン）  ■社内ヘルプデスク構築（Azure サービスの実装・活用の準備）（レベル2）  ・社内のマニュアルや規程に対し、 Azure OpenAI ServiceのChatGPTがユーザーの質問に関連性の高い応答を生成するシステムを開発。  ■決済業務の効率化（レベル2）  ・Azure AI Search及びChatGPTを活用した応答により、過去の稟議書や関連データを収集・解析し、自動抽出した類似するデータを使用して、文書の作成を支援するレコメンド機能を開発し、決済業務の効率化を実現する。  ■人事評価の自動化（レベル2）  人事データ、数値目標、勤務データ、業務日報など情報をもとに社員の定量評価を自動化し効率化を実現。  ■プロジェクトにおけるアラーム検知・トラブル抑止（レベル2）  開発工程における、工期の遅延、工数増加などを事前に予測し、アラーム通知することでトラブルを防止。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 「日本ビジネスソフト（NBS）のDX戦略」は、取締役会により承認されたDX戦略に基づき作成し公表されたものです。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 4ページ　DX推進体制  5ページ　DX人材の育成 | | 記載内容抜粋 | 経営層の直下に、技術管理室を新設し、各部門のDX業務推進者と連携して新たな価値を生み出す「自社内DX技術の醸成」を図ります。  DX人材育成については、実行戦略を実現するため、社内で選任した人材を育成し内製化により確保します。  人材の育成については、外部教育の受講、社内教育によるDXリテラシーの向上を図ります。また、DXテクノロジーをもった人材育成に向けて、DX関連認定資格取得者の増強を引き続き推進します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 5ページ　DX推進の環境整備 | | 記載内容抜粋 | 自社のDX推進の具体的な取組みに記載したインテリジェンス機能の実装、関連する社内システムの刷新を行います。  また、DXを推進するための自社内ＩＴ機器及びネットワークの環境整備に年間設備投資額（前年値を参考）の５０％を予算化し、デジタル技術を活用する基盤づくりを行い、DX推進を加速してまいります。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「日本ビジネスソフト（NBS）のDX戦略」 | | 公表日 | 2024年10月23日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | DX（Digital Transformation）戦略ページ内の日本ビジネスソフトのDX戦略について  5ページ　「DX推進指標」にて公表  <https://www.kknbs.co.jp/company/dx-innovation.pdf> | | 記載内容抜粋 | DX推進の指標についてはDX推進会議にて進捗状況を確認し成果の評価及び成果に対し課題と対策を設定し設定した対策の実施を行います。  戦略の達成度を図る指標  ・決済業務に係る文書作成時間  ・決済業務における意思決定にかかる時間  ・人事評価の定量評価にかかる査定時間  ・トラブルプロジェクト件数  ・DXに関する新規ビジネスの取引件数  ・DX関連資格取得者数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年10月23日 | | 発信方法 | DX（Digital Transformation）戦略ページ内の日本ビジネスソフトのDX戦略について  6ページ　「DX推進状況」にて公表  <https://www.kknbs.co.jp/company/dx-innovation.pdf> | | 発信内容 | 当社は、社内のDXを推進すべく自社グループウェアを活用し、業務のデジタル化・効率化を進めてまいりました。現在では、Azure AI Searchを活用したデータ連携基盤の構築が完了し、社内の各マニュアルや各種規程類に関するチャットによる質問の回答文を自動で生成する生成AI機能を活用し、業務の変革を実現しています。  加えて高度なデジタルテクノロジーに資するインテリジェンス機能を創出し、自社の業務プロセスの改善や業務の効率化を進めてまいります。 そうした自社のDX推進とDX人材の育成を継続し、その成果、ノウハウ、付加価値を地域産業に提供する「リージョナルイノベーター」として、自社の競争力の強化を図るとともにDXを推進し、お客様の変革に取り組み、地域社会への貢献を目指してまいります。  代表取締役　小原　丈治 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年9月頃　～　現在取組み中 | | 実施内容 | DX推進指標自己診断フォーマットによる自己分析を行い、課題把握を実施。自己診断結果入力サイトから提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 情報セキュリティ管理規程制定:2008年～継続実施中  プライバシーマーク認定：2006年9月～維持継続 | | 実施内容 | 当社は、情報セキュリティに関する対応や個人情報・機密情報の取扱いについて各種規程類を策定し運用しています。  また、情報セキュリティ管理規程のもと定期的にセキュリティ監査を実施しサイバーセキュリティに関する対策を見直しております。  対策としましては、当社のシステム管理委員会が月一回のセキュリティ管理（不正アクセス・各最新アップデートの確認等）及びシステムの障害、性能監視、バックアップの点検を実施しております。  プライバシーマークの認定  当社は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会より  （JIPDEC）認定を受け、プライバシーマークを取得しております。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。